

# 国立研究開発法人産業技術総合研究所コンソーシアム規程

制定 平成17年4月1日 17規程第44号

最終改正 平成28年6月29日 28規程第43号 一部改正

(趣旨)

**第1条** この規程は、国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下「研究所」という。）に設置するコンソーシアムについて必要な事項を定めるものとする。

(設置の目的)

**第2条** コンソーシアムは、研究所の業務に係る産学官連携の支援、研究成果の利用促進、情報収集及び提供等の事業を行うことを目的として設置するものとする。

(設置)

**第3条** 職員は、コンソーシアムを設置しようとするときは、その者の属する部門等（国立研究開発法人産業技術総合研究所組織規程（26規程第72号）第3章に定める組織並びに組織規則（26規則第6号）第3条に規定するオープンイノベーションラボラトリ及び連携研究ラボをいう。）の長（以下「部門等の長」という。）の承認を得て、コンソーシアム設置申請書（別紙様式第1）に第4条に定める運営会則を添付し、理事長にコンソーシアムの設置の承認を申請しなければならない。

2 理事長は、前項の申請があった場合は、次に掲げる要件に適合するかどうかの判断を行い、コンソーシアム設置申請に係る通知書（別紙様式第2）により、承認又は不承認を前項の申請をした者（以下「申請者」という。）に通知するものとする。

- 一 設置目的が前条の規定に合致し、その確実な遂行のための体制が確立されていること。
- 二 国立研究開発法人産業技術総合研究所法（平成11年法律第203号）第11条に規定する研究所の業務の範囲内であって、中長期計画の範囲内の業務に関するものであること。
- 三 研究所が運営するものであること。

3 理事長は、コンソーシアムが前項の要件に適合しなくなったと認める場合は、承認を取り消すことができる。

4 第2項の規定により申請の承認を受けた申請者（以下「設置責任者」という。）は、当該コンソーシアムに係る事務を行うものとする。

(運営会則)

**第4条** 第3条第1項に規定する運営会則には、当該コンソーシアムに係る次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 名称
- 二 設置部門等
- 三 設置目的及び事業内容
- 四 構成員に関すること。
- 五 役員に関すること。

六 運営に関すること。

七 会計（次条に掲げる参加者の負担金がある場合には、当該負担金に係るものを含む。）に関すること。

八 秘密情報及び知的財産権に関すること。

九 その他必要と認められること。

2 設置責任者は、運営会則を変更したときは、速やかに変更後の運営会則を理事長に提出しなければならない。

（経費の負担等）

**第5条** コンソーシアムの活動に要する経費（事務局経費を含む。）は、構成員にその一部の負担を求めることができる。

2 前項の規定により負担を求めることとした場合の当該負担金の徴収は、寄附金又は会費によることとし、運営会則に規定する。

3 前項の場合において、負担金の徴収を寄附金によることとした場合にあつては、運営会則に、負担金を法人税法（昭和40年法律第34号）第37条第4項第3号に規定する寄附金として取扱う旨を併せて規定するものとする。

（事業報告）

**第6条** 設置責任者は、毎事業年度の終了後速やかに、当該コンソーシアムに係る事業報告書並びに翌事業年度の事業計画書及び構成員名簿を理事長に提出しなければならない。

（廃止）

**第7条** 設置責任者は、自らコンソーシアムを廃止する場合又は第3条第3項の規定により承認を取り消された場合は、部門等の長の承認を得て、コンソーシアム廃止届出書（別紙様式第3）を理事長に提出するものとする。

## 附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。

（コンソーシアム設置規則の廃止）

2 コンソーシアム設置規則（13規則第13号。以下「規則」という。）は、廃止する。

（経過措置）

3 前項の規定により廃止された規則によりなされた申請、承認、作成その他の行為は、この規程中これに相当する規定がある場合には、この規程の相当規定によってしたものとみなす。

## 附 則（22規程第82号・一部改正）

この規程は、平成22年10月1日から施行する。

## 附 則（26規程第71号・一部改正）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

## 附 則（27規程第21号・一部改正）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

## 附 則（27規程第121号・一部改正）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

**附 則（28規程第43号・一部改正）**

この規程は、平成28年7月1日から施行する。

## コンソーシアム設置申請書

国立研究開発法人産業技術総合研究所

理事長 殿

部門等名

氏名

印

部門等の長承認

印

国立研究開発法人産業技術総合研究所コンソーシアム規程（17規程第44号）第3条第1項の規定に基づき、下記のとおり、コンソーシアムの設置の承認を申請します。

1 コンソーシアムの名称

2 運営会則（別添）

3 負担金の有無 有 / 無

有の場合 負担金の徴収方法 寄附金 / 会費

平成 年 月 日

## コンソーシアム設置申請に係る通知書

殿

国立研究開発法人産業技術総合研究所  
理事長

平成 年 月 日付申請のありました、  
置を（承認）（不承認）したことを通知します。

コンソーシアムの設

## コンソーシアム廃止届出書

国立研究開発法人産業技術総合研究所

理事長 殿

部門等名

氏名

部門等の長承認

印

印

国立研究開発法人産業技術総合研究所コンソーシアム規程（17規程第44号）第7条の規定に基づき、下記のとおり、コンソーシアムの廃止を届出ます。

- 1 コンソーシアムの名称
- 2 設置年月日
- 3 廃止予定年月日
- 4 その他（活動報告書、会費残額の処理方法等）